

《教育インストラクター（DAM）認定制度規約》

1. 本制度の趣旨

麻酔科医は周術期患者を安全に管理するために不可欠な気道確保に関するエキスパートであり、気道に関連した危機的状況への対応能力が必要とされる。一方で、気道管理の適正な普及のためには同ワークショップにおけるインストラクターの質的・量的な充足が不可欠である。本認定制度は、一定レベルの実績と技術を有する麻酔科医に対して日本臨床麻酔学会としての教育インストラクター認定を与え、ひいては気道に関連した周術期の危機的状況への対応・管理の適正な普及を効率的に促進することを目的とする。

2. 認定の申請

1) 申請者本人が所定の申請用紙によって日本臨床麻酔学会臨床麻酔教育委員会（以下、臨床麻酔教育委員会）に申請書を提出する。同委員会において、「申請者の資格」の全項目をみたし、「能力判定基準」のいずれかにおいて適切と判断されたとき、日本臨床麻酔学会認定教育インストラクター（DAM）として認定する。

2) 所定の審査料を収める。

3. 認定基準

1) 申請者の資格 :

- ① 5年以上の期間継続して日本臨床麻酔学会会員であること：年会費滞納等による退会・再入会の期間があるときは継続とは認められない。再入会のときをもって会員資格取得日とする。
- ② 日本麻酔科学会の専門医資格を有する、あるいは気道管理に精通した臨床医学系専門医資格を有するもの：申請者の専門医資格が適切か否かは臨床麻酔教育委員会において認定する。
- ③ 日本臨床麻酔学会評議員の推薦を有する：評議員の推薦が得られないときは臨床麻酔教育委員会の推薦でも可とする。

2) 能力判定基準：①から④のいずれかを満たす気道管理の教育・訓練を遂行する能力を有すると認められること。

- ① 臨床麻醉教育委員会が認定した教育インストラクター（DAM）養成コースを終了したもの。
- ② 日本臨床麻醉学会が企画・運営する気道管理に関するセミナーを受講し、同様のセミナーにおいて2回以上アシスタントを行い、2回のセミナー責任者が適切な能力を有すると認めたもの（申請時にセミナー責任者の推薦を記すこと。2回のセミナーの責任者は同一でも可とする）。
- ③ 臨床麻醉教育委員会が適切と認めた気道管理に関連したセミナーにおいてコーディネータあるいはインストラクターとして参加したことがあるもの。
- ④ 臨床麻醉教育委員会が、適切な気道管理の知識・技術を有し、教育・訓練を実施する能力があると認定したもの：履歴書（職歴を含む）・業績・臨床麻醉学会評議員の推薦などにより検討する。

3) 認定期間

- ① 教育インストラクター（DAM）の認定期間は5年間とする。
- ② 以下の期間は猶予期間として認定期間を延長することができる。ただし、猶予期間は最大3年間とする。
 - (1)疾病により医師としての活動が制限された期間
 - (2)海外留学等により国内での活動ができない期間
 - (3)その他、臨床麻醉教育委員会が特別な理由があると認めた期間

4) 認定資格の更新申請

- ① 教育インストラクター（DAM）が認定資格を更新しようとするとき、認定期間が終了するまでに更新手続きを行う。
- ② 更新しようとする教育インストラクター（DAM）は、過去5年間に2回以上の学会関連セミナー・ワークショップでのコーディネータ歴・コースディレクター歴・インストラクター歴のいずれかを有する。
- ③ 更新は本学会の会員に限る。
- ④ 所定の審査料を収める。

4. 学会関連セミナー・ワークショップの定義

- ① 日本臨床麻酔学会、ならびに関連学会（日本麻酔科学会、その他これらの学会と関連する学会、研究会等）の年次総会あるいは地方会に付随して開催され、その演者、コーディネータ、インストラクターとして本学会認定インストラクターが参加する DAM に関するセミナー・ワークショップ
- ② 各地域、施設主催で開催され、その演者、コーディネータ、インストラクターとして本学会認定インストラクターが参加する DAM に関するセミナー・ワークショップ

5. 学会関連セミナー・ワークショップの参加記録

本認定の円滑な遂行のため、これら学会関連セミナー・ワークショップでは、参加者ならびに演者、コーディネータ、インストラクターを記録する。

6. 日本臨床麻酔学会臨床麻酔教育委員会

本認定制度の円滑な運営のため、認定に必要な要件の整備、認定会議への参加等、認定作業をする。

日本臨床麻酔学会臨床麻酔教育委員会

委員長	自治医科大学	竹内 譲
委 員	琉球大学	垣花 学
	宮崎大学	恒吉 勇男
	川崎医科大学	戸田 雄一郎
	関西医科大学	中本 達夫
	獨協医科大学	山口 重樹

付記1 本規約は、2013年11月1日制定、2014年度（2023年11月4日）から施行する。

付記2 2024年11月21日改定